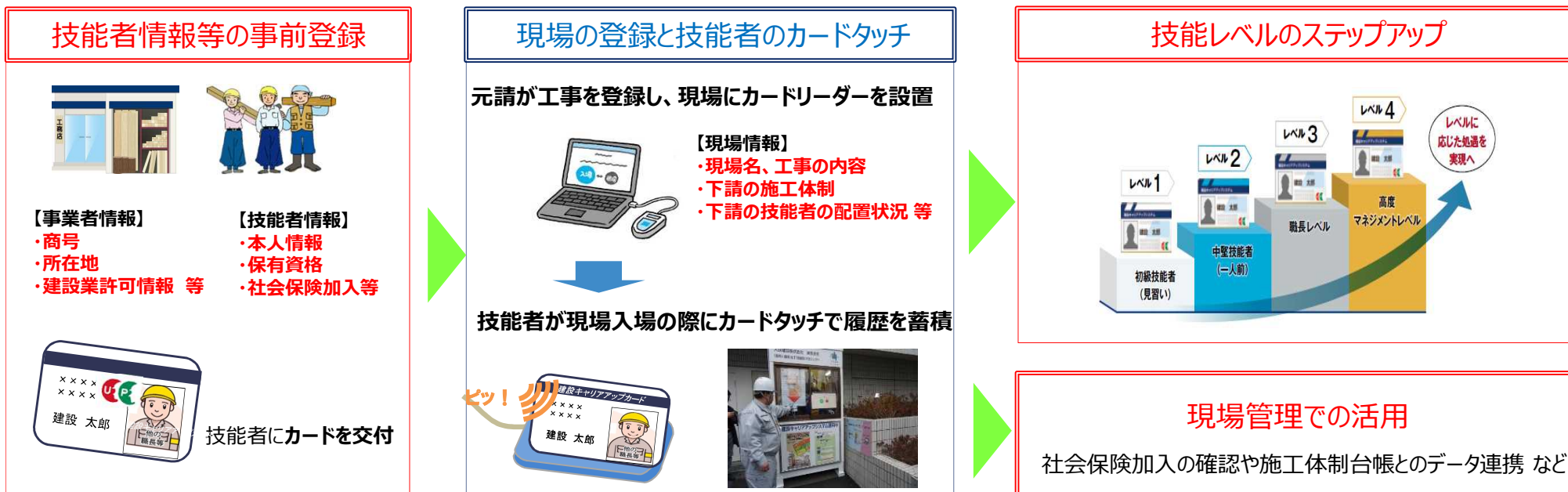


建設キャリアアップシステムの実施について

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）

◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

技能者の登録数

107.2万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

事業者の登録数

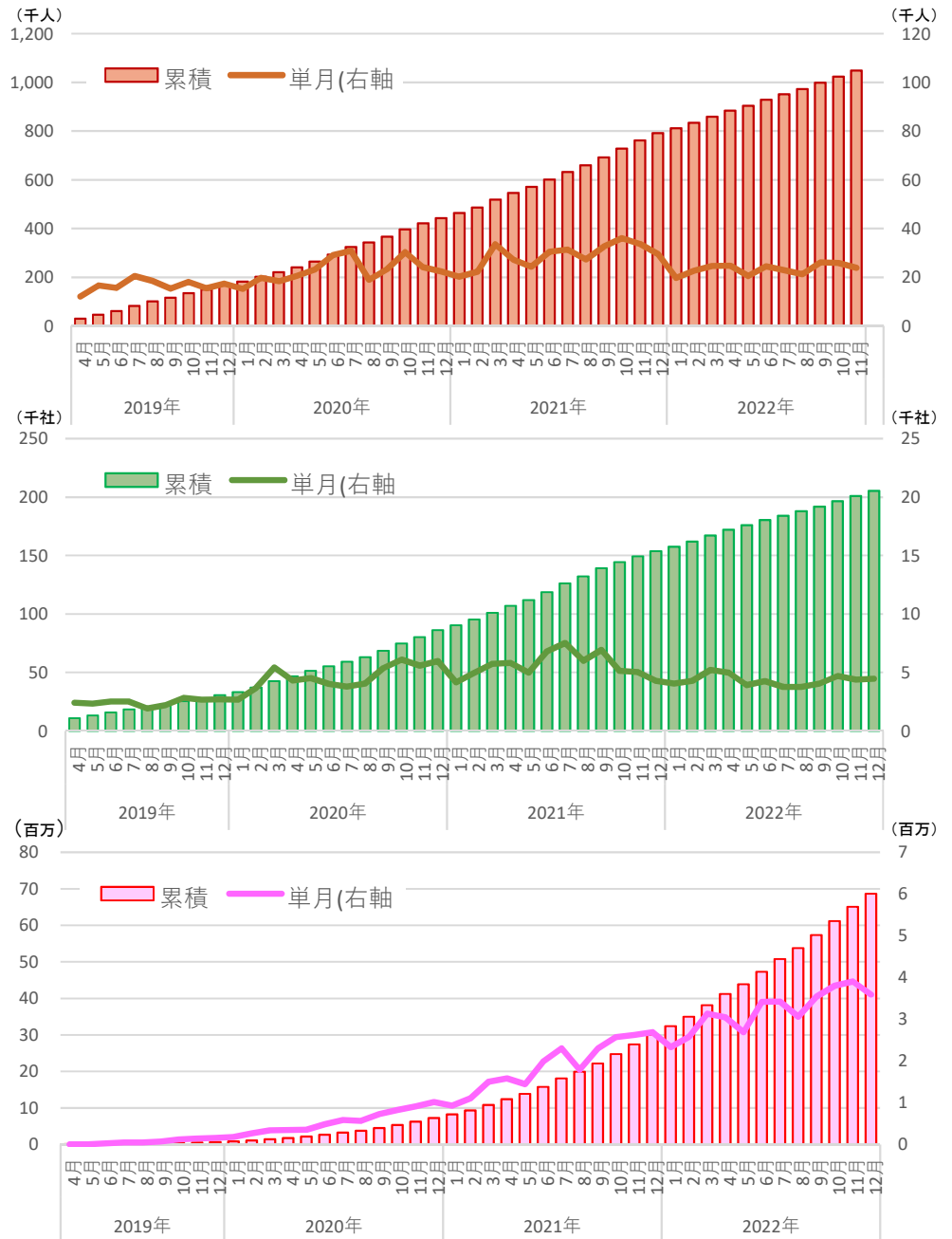
20.6万社が登録

※うち一人親方は6.5万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※12月は359万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

建設市場における元請完工高シェアと事業者登録の進展状況

- 建設市場全体でみると、元請完工高の2/3を担う元請企業がCCUSに登録済み。
- 特に、元請建設業団体会員企業では、市場規模の8割を担う元請事業者が事業者登録済み。
- 今後、登録の増加と併せて、CCUSの現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要。

元請建設業団体会員企業**

(日建連・全建・全中建*) 完工高計 28.2兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 15.3兆円
企業数 100社
登録済 95社

登録率
98%



元請完工高
10億～300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,744社
登録済 1,868社

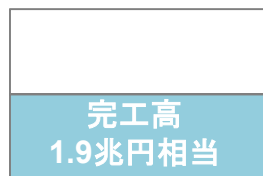
登録率
74%



元請完工高
10億未満

完工高計 3.8兆円
企業数 15,097社
登録済 5,497社

登録率
50%



設備・ハウスメーカー等**

(経審受審企業) 完工高計 32.7兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 11.6兆円
企業数 108社
登録済 78社

登録率
76%



元請完工高
10億～300億未満

完工高計 11.2兆円
企業数 3,036社
登録済 1,393社

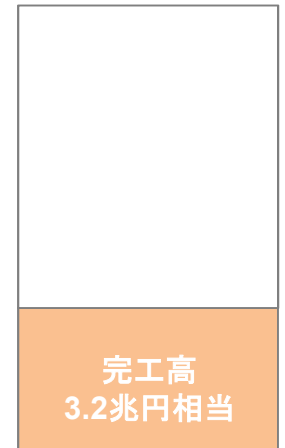
登録率
50%



元請完工高
10億未満

完工高計 9.9兆円
企業数 116,345社
登録済 28,074社

登録率
32%



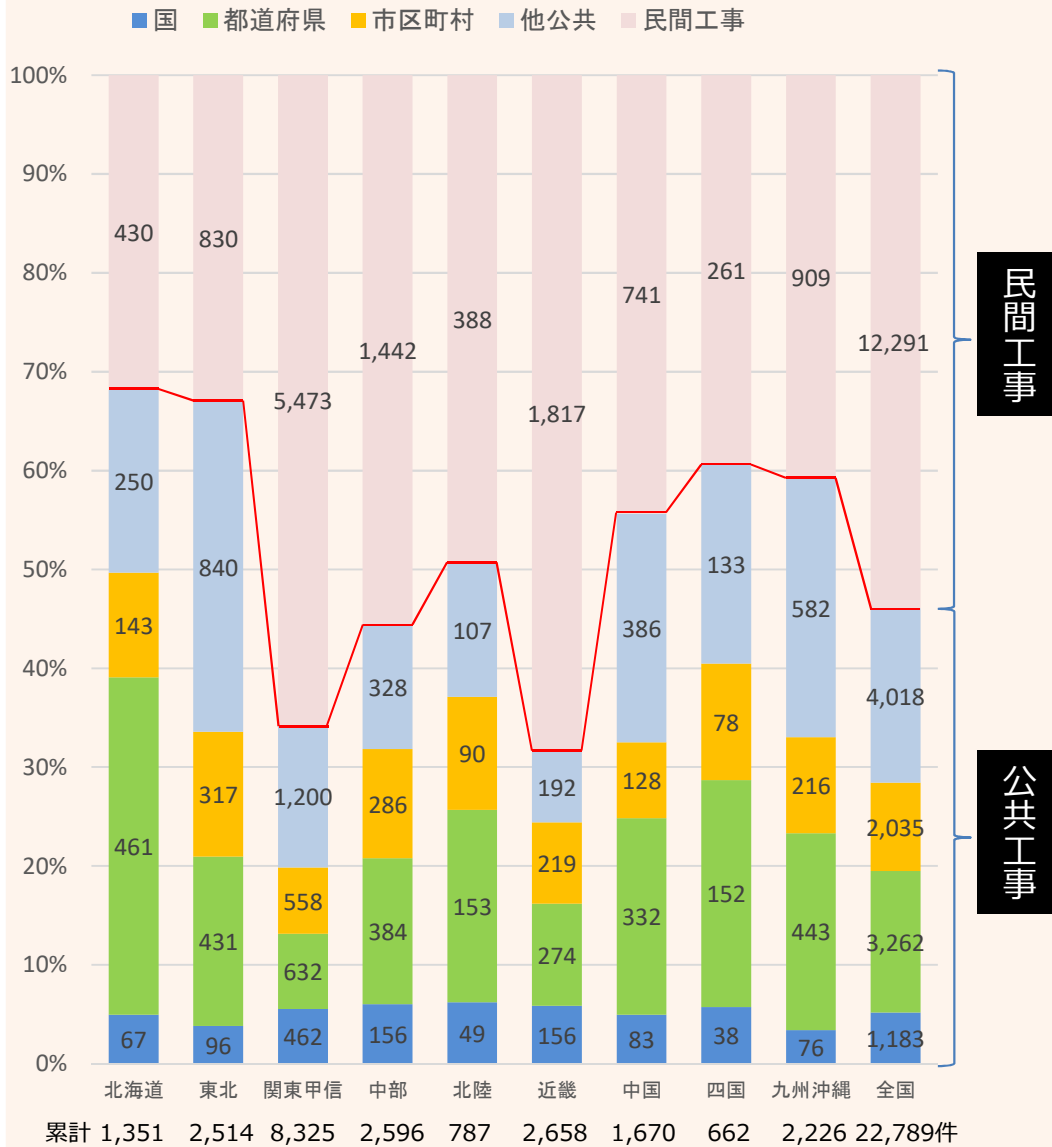
*経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。なお、同団体会員企業の登録率は23.4% (R3.9公表アンケート、調査時期R2.12、回答母集団661社)。

**全建加盟企業のうち、大和ハウス、積水ハウスはハウスメーカー等として分類。

経審データは2022年3月末有効先、CCUS登録データは2022年12月末の数値

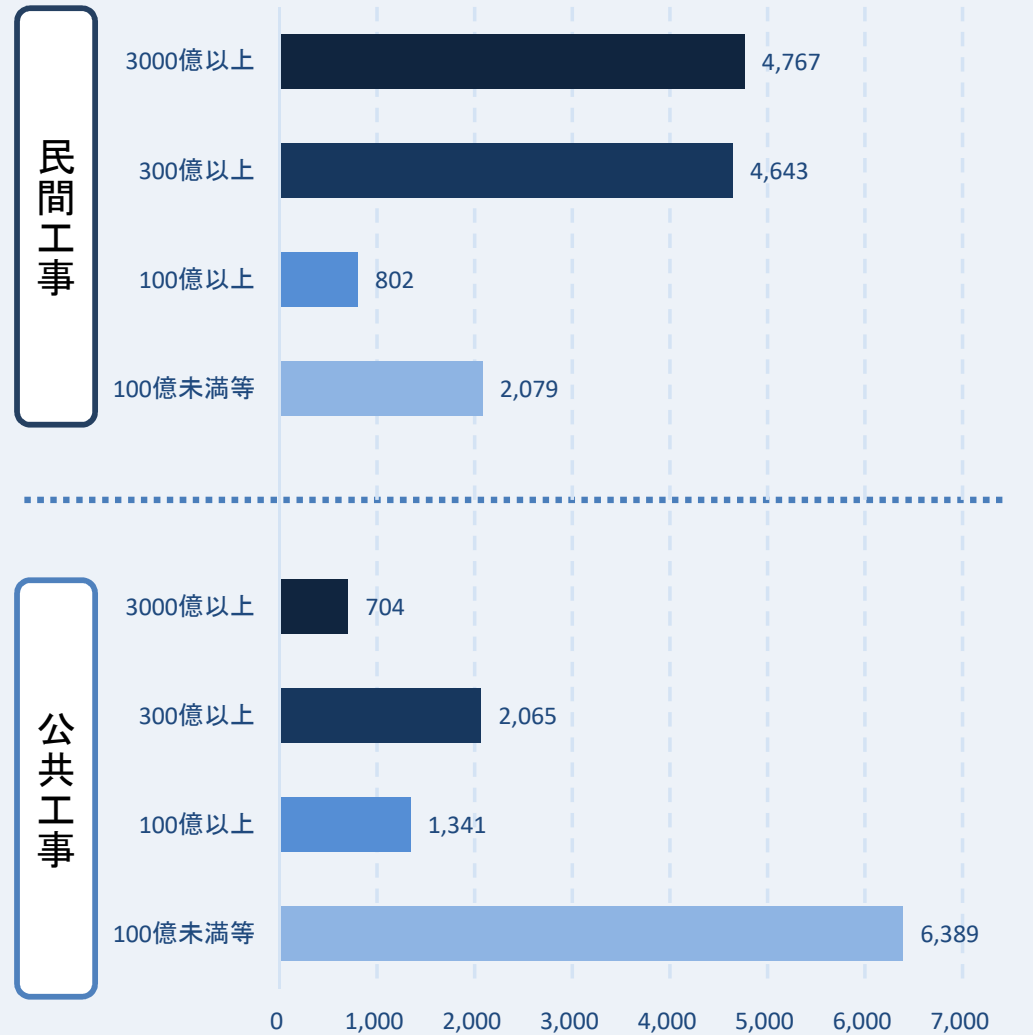
CCUS現場登録の状況（2021年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、約6,600現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2022年3月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	52,806
02	普通作業員	121,727
03	軽作業員	3,846
04	造園工	8,566
05	法面工	5,620
06	とび工	95,794
07	石工	2,760
08	ブロック工	1,220
09	電工	91,746
10	鉄筋工	37,794
11	鉄骨工	11,744
12	塗装工	22,052
13	溶接工	12,356
14	運転手(特殊)	45,941
15	運転手(一般)	12,815
16	潜かん工	376
17	潜かん世話役	52
18	さく岩工	74
19	トンネル特殊工	3,095
20	トンネル作業員	4,230
21	トンネル世話役	666
22	橋りょう特殊工	3,320
23	橋りょう塗装工	824
24	橋りょう世話役	1,530
25	土木一般世話役	21,029
26	高級船員	1,297
27	普通船員	1,924

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	1,743
29	潜水連絡員	104
30	潜水送気員	358
31	山林砂防工	25
32	軌道工	3,171
33	型わく工	49,590
34	大工	13,771
35	左官	18,309
36	配管工	55,071
37	はつり工	5,599
38	防水工	21,483
39	板金工	15,715
40	タイル工	4,399
41	サッシ工	4,107
42	屋根ふき工	1,513
43	内装工	52,196
44	ガラス工	4,751
45	建具工	10,376
46	ダクト工	11,497
47	保温工	11,946
48	建築ブロック工	4,735
49	設備機械工	16,016
50	交通誘導警備員A	898
51	交通誘導警備員B	1,645
52~	その他計	197,412
技能者総数		1,071,634

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
土木従事者	356,920
電気工事従事者	265,200
配管従事者	120,990
大工	101,850
とび職	78,900
画工, 塗装・看板制作従事者	59,630
建設・さく井機械運転従事者	58,980
自動車運転従事者	30,220
型枠大工	28,300
左官	25,370
鉄筋作業従事者	19,720
機械組立従事者	14,890
クレーン・ウインチ運転従事者	13,370
運搬従事者	12,060
清掃従事者	11,850
植木職, 造園師	11,090
鉄道線路工事従事者	9,950
ブロック積・タイル張従事者	9,880
屋根ふき従事者	6,820
その他の定置・建設機械運転従事者	6,460
警備員	1,420
畳職	240

* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2022年12月末技能者登録数）
令和2(2020)年度国勢調査より

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、38道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(本年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル別に賃金目安を示すことにより、能力評価が労務費に反映される方策について検討

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】 青字: 令和4年7月以降入札公告工事より

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: **全国で64件(R3年度契約)**)
(活用推奨: **全国で16件(R3年度契約)**)

- ▶ 一般土木工事の本官発注分※について、**原則モデル工事を実施**
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- ▶ **これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施**
- ▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- **地元業界の理解がある33都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行**

- 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(**全国で27件(R3年度契約)**) ※予定を含む

【港湾・空港工事】

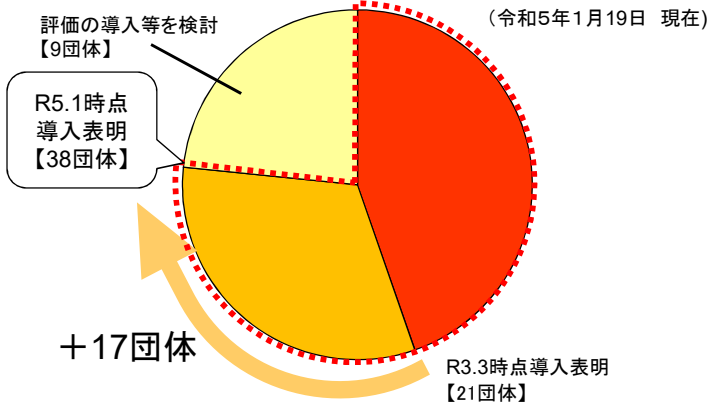
- CCUS活用モデル工事
(**全国で47件(R3年度契約)**) ※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- **38道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明**

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに**全市区283団体**に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)
- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施
- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定
- NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**33都府県**で実施予定（他に3協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**38都府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事評定での加点(20道府県)、総合評価における加点(18府県)、カードリーダー等費用補助(15道県) など

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

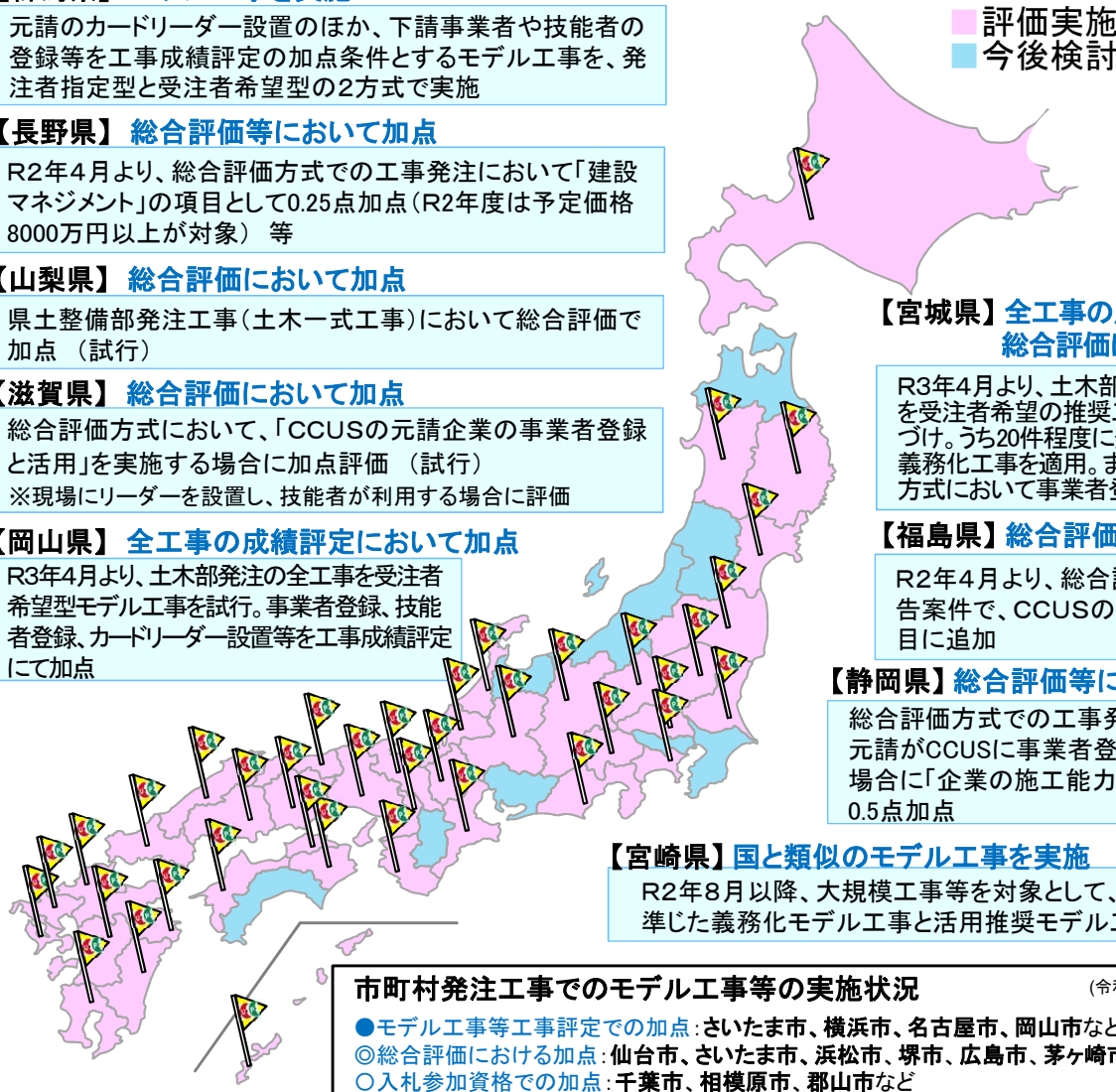
【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

(令和5年1月15日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点：さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市など
- ◎総合評価における加点：仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点：千葉市、相模原市、郡山市など



都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道		●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県		●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県		★
茨城県		●	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県		△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	○	◎★
神奈川県		★	愛媛県	●	●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎○	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	★			

(令和5年1月19日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- ※赤枠は令和4年4月以降に表明されたもの
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担

国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**33都府県**で実施予定（他に3協会が検討中）
- 都道府県発注工事：**38団体**が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事：**14団体**で企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道		●			●
青森県					
岩手県		●			●
宮城県	●	●	●		●
秋田県	●		●	●	
山形県					
福島県	●	●	●		
茨城県		●			
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●		○	●
千葉県					
東京都	●				
神奈川県					●
新潟県					
富山県					
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●		●		
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●				
三重県	○				●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●				
和歌山県	●			●	
鳥取県					●
島根県	●		●		
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●		
山口県	●	●			
徳島県	●			●	
香川県	○		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	○				
福岡県				●	
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●	●			●
大分県	●				●
宮崎県	●	●	●	●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●			

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市				
相模原市			●	
新潟市				
静岡市				
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市				
福岡市				
熊本市		●		

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中
 国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>
 ● 導入済
 ○ 導入予定
 令和4年4月以降実施

(令和5年1月19日 現在)

改正前 最終変更: 令和元年10月18日閣議決定

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (・・・中略・・・) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

改正後 令和4年5月20日閣議決定



第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (・・・中略・・・) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

地公体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付)で対応を要請

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事) 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕
- ③ 災害応急工事
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

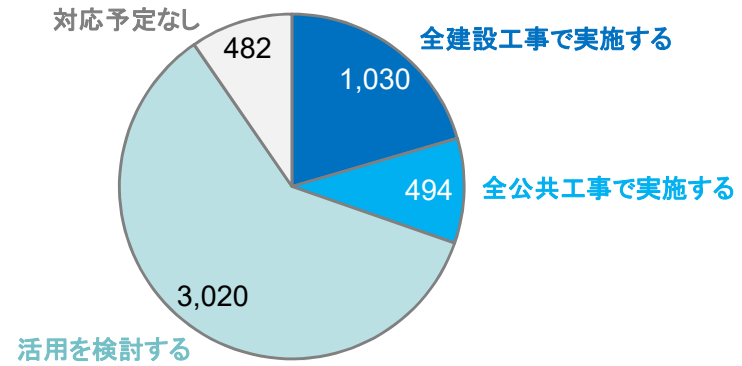
- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
 - ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- * 現場・契約情報:現場名、住所、連絡先、現場管理者等
** 直接入力によらない方法:就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) 等により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

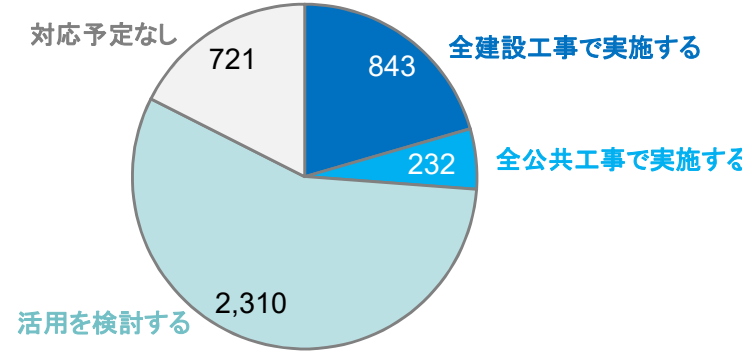
【CCUS登録済企業の対応見通し】

○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)
※有効回答企業数 9,585社 (回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



建退共とCCUSのデータ連携について

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、**直接**、技能労働者に退職金の掛金を納付（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、**CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで**、就労実績報告が正確かつ簡略化（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付

↓
 処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付されることが重要**

証紙貼付方式による掛金納付

○元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与されるため**、就労実績に基づき確実に掛金が納付
 ○**証紙の事前購入や交付が不要**

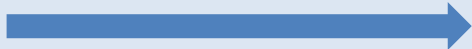
【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式
 (通常)



作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する

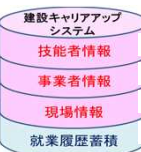


(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

CCUS連携方式



就労実績報告作成ツール

就労状況報告書
 (4号 月別様式)

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント

技能労働者



技能労働者に対して、**直接、退職金ポイントを付与**

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要) 14

工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

○ CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、
20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に
奥村組	スーパーマスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)
東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)
ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加
東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マスター資格要件にカード所持を必須化
戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化
飛島建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ
日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化
フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加
前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加
馬淵建設	CCUSのEMゼックマスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化
三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。12月9日にリリース済み。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

◎ 施工体制台帳の帳票

◎ 作業員名簿の帳票

◎ 施工体系図の帳票

◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票

◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況

◎ 事業者のCCUSの登録状況

◎ 技能者のCCUS登録状況

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめた集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

◎ 技能者の週休2日の達成状況

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した38分野(※))に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。
(令和4年12月末現在 レベル4:45,540人 レベル3:11,396人 レベル2:12,102人)

制度の概要

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を登録

<技能者の保有資格のほか、カードタッチ等で就業履歴を登録>



技能者情報画面：サンプル

技能者情報(メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」)では、技能レベル(Lv1~Lv4の数値)のみを表示していましたが、2022年4月よりレベル判定を受けたLv2以上を対象として技能レベルに加えて分野(電気工事技能者、橋梁技能者等)を併せて表示します。

「技能者情報」画面のイメージ

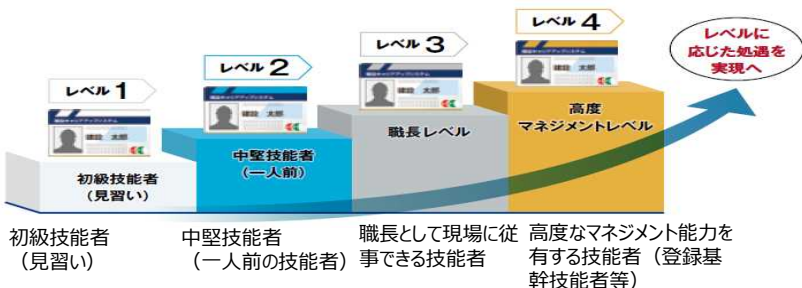
分野	レベル	レベル判定日
001 鉄筋技能者	レベル2	2020/08/03
035 土工技能者	レベル3	2021/09/15

「技能レベル」欄に貼られたリンクから、ポップアップが表示され、レベル判定を受けた全ての分野ごとに技能レベルが表示

- 経験 (就業履歴)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント・警官 (登録基幹技能者講習・職長経験)



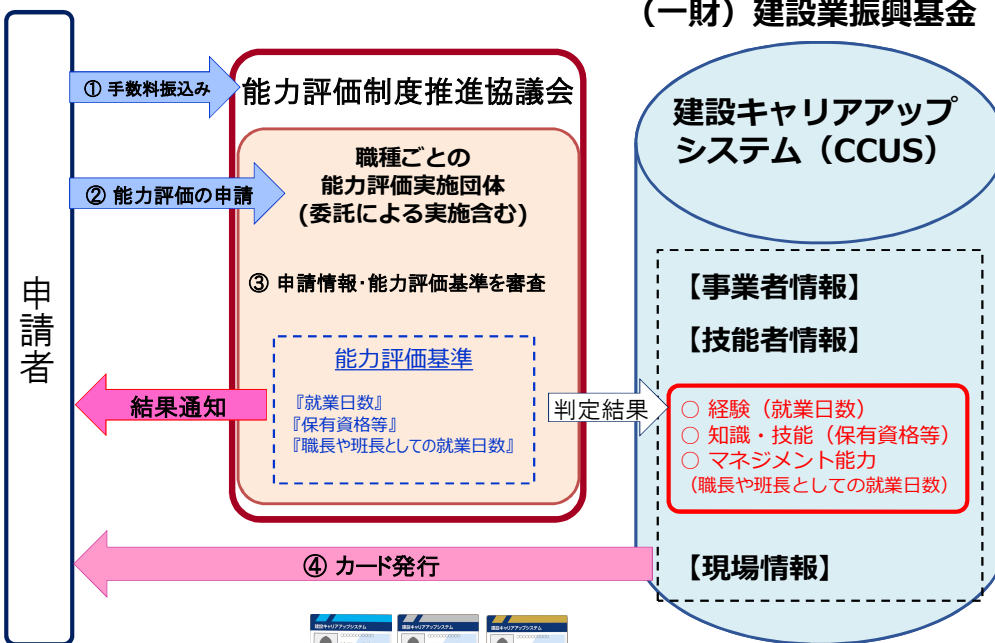
技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



技能者の能力評価手続の概要

- ① 事前に、能力評価制度推進協議会に評価手数料を振込(4,000円)
- ② 申請者は、能力評価実施団体に能力評価の申請を行う
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ ②の評価を受けて、建設業振興基金が(能力評価を反映した)カードを発行

(一財) 建設業振興基金



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価制度の推進等を図る協議会となる能力評価実施機関38分野53団体が構成員。

※ 『能力評価対象分野』: 電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水施工、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、PC、鉄筋圧接、型枠、配管、とび、切断穿孔、内装仕上、サッシ・CW、エクステリア、建築板金、外壁仕上、タクト、保温保冷、クローブ、冷凍空調、運動施設、基礎ぐい工事、タイル張り、道路標識・路面標示、消防施設、建築大工、硝子工事、ALC、土工、ウレタン断熱、発破・破砕、建築測量

能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

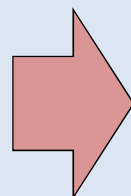
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

職種	見える化評価実施機関	問合せ先・団体HP	申込HP
基礎ぐい	(一社) 全国基礎工事業団体連合会	03-3612-6611 http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/	http://www.kt.rim.or.jp/~zenkiren/contents/mieruka.html
	(一社) 日本基礎建設協会	03-6661-0128 http://www.kisokyo.or.jp/	準備中
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合	03-3454-6990 https://www.dca.or.jp/	https://www.dca.or.jp/evaluation-criteria.html
機械土工	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	http://www.jemca.jp/mieruka/kikai_mieruka.html
建築大工 (工務店)	全国建設労働組合総連合	03-3200-6221 https://www.zenkenoren.org/	https://www.zenkenoren.org/training/sistemuriyou_niyorumeri/koumutenhyouka/
	(一社) JBN・全国工務店協会	03-5540-6678 https://www.jbn-support.jp/	準備中
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	03-3537-0287 https://www.jyukatsukyo.or.jp/	準備中
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会	03-5577-5959 https://www.zentekkin.or.jp/	準備中
鳶・土工	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	03-3972-7221 http://nihonkutai.or.jp/	http://nihonkutai.or.jp/2021/09/29/%e3%80%8c%e5%b0%82%e9%96%80%e5%b7%a5%e4%ba%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e6%96%bd%e5%b7%a5%e8%83%bd%e5%8a%9b%e7%ad%89%e3%81%ae%e8%a6%8b%e3%81%88%e3%82%8b%e5%8c%96%e8%a9%95%e4%be%a1%e3%80%8d-%e5%8f%97/
土工 ※R4.3.29より	(一社) 日本機械土工協会	03-3845-2727 http://www.jemca.jp/	準備中
左官 ※R4.3.29より	(一社) 日本左官業組合連合会	03-3269-0560 http://www.nissaren.or.jp/	準備中
PC工事 ※R4.3.29より	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	03-3260-2545 http://www.pckouji.jp/	http://www.pckouji.jp/mieruka/mieruka.html
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(検討中)	
圧接	全国圧接業協同組合連合会	(検討中)	
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会	(検討中)	
配管	全国管工事業協同組合連合会	(検討中)	
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会	(検討中)	
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会	(検討中)	
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会	(検討中)	

斉藤国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R4.9.7)

開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化、労務の需給調整 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等

…

年度内 とりまとめ (予定)